

【定額減税】

<p>概要</p>	<p>給付される方 年収2,000万円以下 合計所得が1,805万円以下</p> <p>給付金 (所得税3万円+住民税1万円) × 自分、配偶者、扶養の数 ・配偶者（給与103万円以下／合計所得48万円以下）・扶養（16歳未満を含む）</p>
<p>定額減税は3ケースあり</p>	
<p>ケース①</p>	<p>住民税が非課税 住民税が均等割りのみ } 給与所得者でいうと、単身の場合は115万円ぐらい 年金所得者でいうと、単身の場合は160万円ぐらい → 10万円の給付 子育て世帯（18歳以下）は1人当たり5万円加算</p>
<p>ケース②</p>	<p>6/1以降の給与や賞与から、定額給付金が全て控除できる方（満額控除） 個人事業主は予定納税から減額される</p>
<p>ケース③</p>	<p>6/1以降の給与や賞与から、定額給付金が全て控除できない方（調整給付金） 給与所得者でいうと… ・単身の場合は210万円ぐらいまでの方 ・夫婦+大学生の場合は575万円ぐらいの方 } ふるさと納税や医療費控除を加味するので「ぐらい」との表現 ・夫婦+小学生2人の場合は535万円ぐらいの方 ・自営業の方は、令和5年度の所得税申告書の「第一表」の㊸、「課税される所得金額」が58万円ぐらいか!?</p> <p>★ 給付③は給付額の計算が必要となる ★ 給付③の住民税は市区町村が計算し、7月以降11等分された金額の納付書が来る（給与所得者に限る） ★ 令和5年の所得で計算された、令和6年度分の住民税から控除される ★ 給付③はアルバイト・パートの方も該当するので、毎月の給与から天引きする源泉徴収は年末調整まで引き続ける必要がある。</p> <p>給付③の計算式 A { (所得税3万円+住民税1万円) × 自分、配偶者、扶養の数 } - 令和5年の所得税額 = 所得税控除不足額 B { (所得税3万円+住民税1万円) × 自分、配偶者、扶養の数 } - 令和6年度の住民税額 = 住民税控除不足額 A + B = 給付金 (1万円単位切上げ)</p> <p>今年の所得が思ったより上がり、納税額が多くなったことにより、今年中に定額減税分を引ききれなかった方 → 返金の必要なし！申請しないと損 今年家族が増えた。昨年度よりも所得が下がった方 → 令和7年度に追加給付あり！</p> <p>申請手続き マイナンバーの公金受取口を設定している方 → 支給予定通知書が来て、内容に間違いが無ければ8月に給付（特段何もすることはない） マイナンバーの公金受取口を設定していない方 → 7月に「確認書」が来て、必要事項を記載の上、市区町村へ提出（期日は10/未か!?) ★ 市区町村によって申請方法が異なるので注意！</p>
<p>注意点</p>	<p>住民税は市区町村が勝手に計算してくれるので、経理担当者が計算する必要はなし 給与所得者は甲欄の方だけ、6/1に在職されている方だけ 共働きの方で子供がいる場合、どちらで扶養を付けるか夫婦間で話し合っておく事（2重給付防止のため） 誰があといくら減税できるか？「各人別控除事績簿」で管理する 給与明細書に定額減税がいくらされたか、記載することが義務付けられています</p>